

生活保護について

～ためらわずに ご相談ください～



【生活保護について】

生活保護は、国が日本国憲法第25条や生活保護法に基づいて、「健康で文化的な最低限度の

生活」を保障するために設けられた制度で、その申請は国民の権利です。資産や働く能力な

どを活用したりしても生活に困る方に、必要な保護を行い生活の維持や自立した生活が送れ

るよう支援することを目的としています。

長崎市福祉事務所（最寄りの窓口へお問い合わせください）

中央総合事務所（生活福祉1・2課）

長崎市桜町6番3号

電話：095-829-1144

東総合事務所（地域福祉課生活福祉係）

長崎市矢上町40番28号

電話：095-894-1247

南総合事務所（地域福祉課生活福祉係）

長崎市布巻町111番地1

電話：095-898-7860

北総合事務所（地域福祉課生活福祉係）

長崎市琴海村松町703番地14

電話：095-814-3400

【保障されていること（権利）】

- 1 保護を受けることによって、他の人と差別されることはありません。
- 2 正当な理由がなく保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなることはありません。
- 3 保護のために支給されるお金や品物については、税金がかかることはありません。
また、差し押さえを受けることもありません。

【保護を受ける場合の手続きは】

保護を受けようとしている本人、家族（親子・兄弟・姉妹）などの方が、福祉事務所で保護の相談・申請を行ってください。

申請時にお持ちいただきたいもの

家族全員分の

- 預貯金通帳（銀行・郵便局・農協・漁協等）
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 給与明細書（最近3ヶ月分）
- 各種年金、手当などの証書及び通知ハガキ
- 健康保険証、被爆者健康手帳、生命保険証書
- その他、収入・資産などが分かる資料 など

注意事項

- 生活保護は暴力団員に対しては適用できません。急迫した状況にある場合を除き、申請を却下することとなります。
- 保護受給中の被保護者が暴力団員と判明した場合も保護廃止を検討します。

【生活保護の申請にあたってお尋ねすること】

- 1 働ける方は、その人なりに十分働いて収入をあげていますか。
- 2 今の生活に利用していない財産や他の方法で利用することができる財産などはありませんか。
（なお、自動車については、保有を認められる場合があります。また、現在、お住まいの家や土地についても保有が認められる場合がありますので事前にご相談ください。）
- 3 年金・手当など、他の法律や制度で定められている給付などの支援をきちんと受けていますか。

なお、サラ金や住宅ローンなどの借金（負債）については、生活保護では解決することはできませんので、法律相談などを活用してください。

【保護の決め方は】

国が定めた基準（最低生活費）と、あなたの世帯の収入とを比較して、あなたの世帯の収入だけでは最低生活費に満たないときに、その足りない分を補うものです。

① 保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

〔収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。〕

② 保護が受けられない場合

最低生活費
収入

〔収入が最低生活費を上回るため、保護が受けられない場合があります。〕

保護を申請されると、調査担当員及び地区担当員が家庭訪問をして調査します。そのほか必要な調査も行ったうえで、保護を開始するかどうかを福祉事務所長が決定し、決定の通知は書面でお知らせいたします。

【保護の種類は】

保護の種類は、次の8種類です。

- 生活扶助 衣食その他、日常生活に必要な費用（飲食物、光熱、衣料寝具、移送費など）
- 教育扶助 義務教育に必要な費用（学用品費、給食費など）
- 住宅扶助 家賃、地代、住宅の維持・補修に必要な費用
- 医療扶助 病気の治療などに必要な費用
- 介護扶助 介護などに必要な費用
- 出産扶助 出産に必要な費用
- 生業扶助 商売を始めたり、技術を覚えたり、就職するときに必要な費用、高校等就学の費用
- 葬祭扶助 葬祭に必要な費用

【^{まも}守っていただくこと（^{ぎむ}義務）】

1 ^{せいかつじょう} 生活上の義務

- ① ^く暮らしについては、^{けいかく}計画を立て、^{づか}むだ使いしないよう心がけ、^{せいかつ}生活の維持・^{こうじょう}向上に^{どりよく}努力してください。
- ② ^{はたら}働ける方は、^{かた}能力に^{のりよく}応じて働き、^お収入が^{しゅうにゆう}増加するよう^{ぞう}努力してください。
- ③ ^{びょうき}病気の方は、^{かた}医師の^{いし}指示を守って、^{しじ}早く^{まも}元気な^{はや}身体になるよう^{げんき}療養^{からだ}してください。
- ④ ^{ねんきん}年金や^{ふどうさん}不動産（^{とち}土地・^{かおく}家屋）などを^{たんぼ}担保として、^{かね}お金を^か借りることはできません。
- ⑤ ^{やちんおよ}家賃及び^{こうきょうりゆうきん}公共料金は^{たいのう}滞納しないようにしてください。

2 ^{とど} 届け出の義務

^{しゅうにゆう}収入や^{かぞく}家族の^{じょうたい}状態などが^か変わったときは、^{ちくたんとういん}すぐに^{とど}地区担当員に^で届け出てください。

3 ^{じょうとぎんし} 譲渡禁止

^{せいかつほご}生活保護を受ける^{けんり}権利を、^{ほか}他の^{ひと}人に^{ゆず}譲り^{わた}渡すことはできません。

【^{ふようぎむ}扶養義務について】

^{せいかつほご}生活保護法では^{しんぞく}親族（^{みんぽう}民法に^{さだ}定める^{ふようぎむしや}扶養義務者）の^{ふよう}扶養が^{ほご}保護に^{ゆうせん}優先して^{おこな}行われることとなり、^{ふようぎむしや}扶養義務者に^{ふようしょうかい}扶養照会^{おこな}を行います。しかしながら、^{ぎやくたい}DVや^{とくべつ}虐待などの^{じじょう}特別な^{ばあい}事情がある場合
には^{しんぞく}親族への^{ふようしょうかい}扶養照会^{こべつ}を行いませんので^{そうだん}個別にご^{さうだん}相談ください。

【^{ふふく}不服があるときは】

^{ほご}保護の^{けつてい}決定に^{ふふく}不服があるときは、^{けつてい}決定の^しあったことを^{よくじつ}知った翌日から^いかぞえて^い3か月以内に、
^{ながさきけん}長崎県知事に対し、^ち書面により^{たい}審査請求（^{しんさせいきゆう}不服申し立て）^{ふふくちう}を^たすることができます。

【^{ちくたんとういん}地区担当員（ケースワーカー）とは】

^{ふくしじむしょ}福祉事務所には、^{ちくたんとういん}地区担当員（^{ほご}ケースワーカー）^{かた}がおり、^{せいかつじょうたい}保護を受けている方の^き生活状態をお^き聞き
したり、^{そうだん}いろいろな^う相談を受けたりするため、^{ていきてき}定期的に、^{かた}それらの^{かてい}方の^{ほうもん}家庭を訪問します。

^{ちくたんとういん}地区担当員は、^{ほご}保護を受けている^{かた}方が、^{いちにち}一日も^{はや}早く^{せいかつ}生活に^{こま}困っている^{げんいん}原因を^{じぶん}とりの^きぞいて、^{ちから}自分の^{せいかつ}力で^{せいかつ}生活できるように、^{そうだんあいて}相談相手となり、^{しえん}支援して^{かんが}いきたいと^{かんが}考えております。